

次のような一連の税制改正案をセットで、共通公約に加えていただくよう要望します。

- ① 法人税率を 2014 年改訂の前の水準（国・地方を合わせた実効税率 35.64%）に戻すことで約 2 兆 7 兆円の財源を確保する。
- ② 株式譲渡所得と配当所得の 20%分離課税を廃止し、合計所得 2,000 億円超の個人が得る当該所得を累進税率表における適用税率（1,800 億円～4,000 億円は 40%で、4,000 億円超の部分は 45%）で、それぞれ課税することにより 8,783 億円の財源を確保する（図表 9、10 参照）。
- ③ 上記①②とセットで、消費税率をすべての品目につき 8%に据え置く（これによる実質の減収額は約 3.2 兆円）。

以下の（注）と別紙資料集で上記の試算の根拠を説明しますが、③による減収約 3.2 兆円は、①プラス②による増収約 3.6 兆円でカバーできることとなります。

（注）

- ① 法人税率を 1%引き下げによる減収額を 4,700 億円とし、2016 年度から予定されている法人税率（国と地方を合わせた実効税率）の 29.97%への引き下げを中止して 2014 年度以前の 35.64%に戻すことにより、

$$(35.64 - 29.97) \times 4,700 \text{ 億円} = 26.6 \text{ 兆円}$$

の税収減を避けること（実質増収）ができます。

ちなみに、「国税庁会社標本調査」（益金処分の内訳）から概算すると、諸控除を課税所得に戻し加えた場合の法人の実質税負担率は 2013 年時点で別紙の図表 11 のとおり、2013 年時点で 15.3%となっています。このことは実効税率ベースで企業の税負担の軽重を議論したのでは実態と大きく乖離した結論になってしまうことを物語っています。

- ② 『国税庁統計年報』2013 年分によると、図表 8 で示したように合計所得 10 億円超の個人の合計所得の 70%以上が、20%の低率分離課税が適用される株式等譲渡所得等となっています。その結果、合計所得対比の所得税負担割合は、合計所得が 5 億円を超える階級から逡減する逆進的な姿になり、累進税制が累退税制になっている実態が示されています。

こうした実態を改めるには現行の課税ベース、所得税の累進制の抜本的な見直しが必要ですが、当面、高額所得層に傾斜している株式等譲渡所得等と配当所得に適用されている低率分離課税を廃止し、それぞれについて累進税率表に従った課税に改めることが公正な税制を達成するうえで道理にかなったものであり、多くの国民の支持を得られるものと考えます。

- ③ 消費税率が 5%、8%だった時期の消費税の税収実績から試算しますと、消費税率 1%当たりの税収は約 2.1 兆円となります。従って、2%相当の消費税率の引き上げを見合わせることで、目下検討されている軽減税率の採用による減収見込み額（約 1 兆円）もなくなることを織り込んだ場合の減収額は、

$$2.1 \text{ 兆円} \times 2\% - 1 \text{ 兆円} = 3.2 \text{ 兆円}$$

と概算できます。

- ④ 目下、消費税の引き上げに関して、軽減税率の適用範囲に話題が集中していますが、別紙試算のとおり、かりに全食料品を 8%で据え置いたとしても、負担の逆進性はさして変化しません。負担軽減額でいえば、年収 200 万円以下の家計では年額で 8,745 円にとどまる一方、年間収入 1,500 万円超の家計では年額 28,200 円となり、年収 200 万円以下の家計の 3.2 倍の負担軽減になります。これでは軽減税率を採用する所期の目的と逆行する結果です（[図表 7](#) 参照）。

ここからも、法人税を軽減し、高額所得層に傾斜する金融所得の優遇措置を放置したまま、低額所得層に重い負担を課す消費税増税がいかにかに税の正義に反するかは明瞭です。

## 〔補足〕 留保利益税の提案

新たな税制の創設を意味するため、今回の要望には含めませんが、社会保障等に要する財政需要の増高に対応するには、より規模の大きな財源を確保するに足る税制改正が必要と考えています。これについて、私は資本金 1 億円超の企業を対象にした「留保利益税」の創設を提案しています。

「留保利益」への課税というと、二重課税になるという反論が返って来るのが常です。しかし、私は 340 兆円（金融・保険業を除く全規模ベース）を超えるまでに留保利益が積み上った（[図表 6](#) 参照）以下のような理由の考察から、こうした反論は払拭できると考えています。

- ① 低賃金の非正規雇用の拡大などによって労働分配が一貫して抑制された結果、税引き前の企業利益が膨らむ結果になった（[図表 6](#) 参照）。
- ② 国際的にも、従業員との負担率のバランスの点でも、社会保障財源に占める割合の時系列変化という点でも、企業の社会保険料負担が極めて低い水準であったため、税引き前の企業利益が膨らむ結果になった（[図表 1](#)、[図表 5](#) 参照）。
- ③ 以上①②の税引前の増益要因に加え、立地競争力の強化、企業の投資余力の強化など、どれもおごなりにされた大義名分を掲げて、道理のない法人税減税が数次にわたって実施された、しかもそこでは税率引き下げに見合う課税ベースの拡大がほとんど図られなかった、こうした税制要因によって、内部留保の対象となる税引き後利益が膨らんだ（[図表 2](#)、[3](#)、[4](#) 参照）。

留保利益が積み上った以上のような理由を直視するなら、家計など他の経済セクターの犠牲の上に積み上げられた企業の留保利益に対する追徴課税という趣旨で、留保利益税を

創設することは決して、同じ利益に対する二重課税にはあたらないと私は考えています。

不条理な形で留保利益が積みあがる税引き前増益要因を除去するという意味では労働分配を高めるよう企業に求めることに意義がありますが、それは留保利益それ自体の活用ではありません。他の経済セクターの犠牲の上に積み上げられた企業の留保利益の活用というなら、課税を通じてそれを国の一般会計に吸収し、予算と財政政策を通じて社会に再配分するのが合理的と考えます。

私の試算では資本金 1 億円超の企業が保有する留保利益に対する課税を創設すれば、税率 1%として 2.7 兆円、2%とした場合は 5.4 兆円の税収が見込まれます。